

## ○現地説明会(平成30年10月29日開催)等における質問回答

長野県千曲川流域下水道事務所

番号	質問	回答
1	覆土は撤去してよいか	撤去は可能ですが、結露防止など覆土の機能保持をお願いします。
2	覆土の中の排水管の位置を示して頂きたい	詳細な排水管の埋設位置は確認できません。現状で確認できる範囲で位置を示した図面を提示します。 【別添図面①参照】
3	覆土の撤去を行った場合、排水管も撤去してよいか。	排水管の撤去も可能です。ただし、屋根の排水機能の確保、貸付期間終了時には現状回復をお願いします。
4	覆土を撤去した時の結露対策について、実施してみないと効果が明確でない可能性があるがどのように提案すればよいか。	提案内容については、事業者で検討いただきたいが、覆土と同等の機能確保が必要と考えます。
5	4系の結露対応は今回の事業で必要なのか	4系部の結露対応は、必要ありません。ただし、当所で結露対策を実施することになった場合は、契約書(案)第12条の適用を受ける場合もあります。
6	屋根に機材固定のためのアンカーを設置してよいか	アンカー設置は可能だが、屋根の防水機能に支障のない工法とされたい。
7	4系列の覆蓋に覆土の仮置をしてよいか	屋根の耐荷重の範囲内であれば、問題ありません。
8	除草剤は散布可能か	覆土の飛散や散布時に周辺地域等へ影響があるため、原則として屋根上で除草剤の使用はできません。
9	電柱建柱等の参考にしたいため、水処理施設周辺の地下構造を示してほしい	図面をホームページで提示します。 【別添図面②～⑤参照】
10	敷地に電柱を建てる場合の借地料の考え方を示してほしい。	電柱に係る借地面積に対して、「普通財産(土地、建物等)の貸付料算定基準等について」により算出された貸付料がかかります。
11	地上部機器(パワーコンディショナー等)を西側(初沈側)に設置してもよいか	下水施設の管理上支障がない場所で、設置が可能であれば、問題ありません。 水処理棟と管理道路の間については、利用できる範囲は、幅約3m、長さ約25mです。法面(高低差約1.8m)がありますので、土留構造物が必要となります。 市道と管理道路の間の緑地帯については幅3m、長さ約25m程度であれば、設置可能です。また支障となる樹木については、最小限の伐採は可能ですが、環境、景観対策や地元の合意が必要となります。位置図については、当所で閲覧可能です。
12	JVの構成比率に決まりはあるか	構成比率の決まりはありません
13	JVは、県内企業同士でもよいか	問題ありません。
14	最低価格等はどのように算出しているか FIT価格と連動しているか	県の「普通財産(土地、建物)の貸付料算定基準等について」に基づき算出しています。FIT価格と連動したものではありません。
15	発電した電力を、場内で利用、直接買い取りをしていただけるか	処理場の維持管理に伴い安定した電力を確保する必要があるため、場内での利用や直接電力を買い取る検討はしておりません。

16	プロポ（建設部）要領を示していただきたい	ホームページで提示します。 【別添資料①参照】
17	5系列覆蓋工事はいつまでの予定か	工事は、平成31年10月下旬までの予定です。
18	建屋のメンテナンス計画を示してほしい	草刈りを年2回実施しています。その他に、定期修繕などの計画はありません。ただし、設備設置後の施設への影響確認を行っていただくこととなります。
19	図面、構造図の閲覧はいつでも可能か	可能です。ただし事前に連絡をお願いします。
20	中電の電柱位置（54イ383）が、航空写真と平面図が違う	平面図の位置が違うので、平面図の電柱の位置を修正します。
21	地元に対して現地説明の必要はあるのか	地元の合意を得るなかで、現地説明を求められた場合、対応が必要となる場合もあります。
22	諏訪湖流域の設置方法を示してほしい	平成24年度に設置した諏訪湖流域下水道豊田終末処理場の太陽光発電設備設置構造図を、ホームページに掲載します。 【別添図面⑥参照】
23	SPC設立前の申込について 企画提案時にはSPCをまだ設立していない状態のため、下記事項が不足することとなってしまいます。 どのように対応したらよろしいでしょうか。 ・企画参加申込書、企画提案書の住所 -長野県外の住所となってしまう。 ・法人登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書、定款、会社パンフレット -SPC設立前なので用意できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画参加申込書、企画提案書の住所については、募集要領4（1）に記載のとおり、県有施設の屋根を借り受け発電事業を実施する提案者が、長野県内に本店を有すること、県内に本店を有する事業者において県外事業者と共同企業体を組織する場合、県外事業者の支店又は営業所が県内にあることが参加資格となります。</li> <li>・法人登記簿謄本についてSPC設立前のため提出できない場合は、募集要領4（2）に記載のとおり、代表者、構成員及び基本的な役割分担を記載した書類及び定款（案）等を提出して下さい。また、貸借対照表、損益計算書、会社パンフレットといった書類が用意できない場合は、設立予定のSPCによる事業実施が可能であることを証明するための関係書類等（設立予定のSPC代表者、構成員等に関する貸借対照表、損益計算書、会社パンフレット、定款）を企画提案書提出時に添付して下さい。</li> </ul>